

令和 7 年 3 月 21 日

電話でお金詐欺等被害の未然防止に向けた A T M取引制限について

長野県 J Aバンク（県下 J Aおよび長野県信連）では、特殊詐欺の未然防止に向けた取組みとして、平成 30 年 4 月より、一部のお客さまを対象に A T Mにおけるお取引（出金、振込、振替）の制限を実施させていただいております。

昨今、全国的に電話でお金詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、犯罪グループが公的機関等を騙り、高齢者の方からキャッシュカードを詐取、暗証番号を聞き出し、A T Mからお金を引き出す被害が発生するなど手口は巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回新たに対象となるお客様につきましては、ご不便をおかけいたしますが、「お客さまの大切な貯金をお守りするため」の取組みですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象となるお客さま

令和 6 年 12 月 31 日時点で過去 3 年以上お取引のない 70 歳以上のお客さま

2. 利用制限について

J Aバンクキャッシュカードを利用した 1 日あたりの出金（振替・振込を含む）限度額を 0 円に制限させていただきます。

3. 今回利用制限開始日

令和 7 年 4 月 22 日（火）

4. その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、お取引のある J A店舗窓口までお申し出ください。